

大仙市総合評価落札方式に関する運用基準

(趣旨)

第1 この基準は、大仙市総合評価落札方式試行要綱（平成22年5月10日決裁。以下「試行要綱」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(工事選定の目安)

第2 総合評価落札方式による工事は、試行要綱第3条第1項に規定する工事のうち、一般土木工事、建築一式工事、舗装工事及び水道施設工事の場合は、それぞれ次の設計金額の範囲を目安に選定するものとする。

- (1) 簡易型 7,000千円以上の補助事業工事及び20,000千円以上の工事
- (2) 地域維持型 2,500千円以上20,000千円未満の工事（ただし補助事業を除く）
- (3) 施工計画型、技術提案型 特に必要と認められる工事

(価格評価点の算出方法)

第3 価格評価点は、予定価格と調査基準価格との関係から、次式により算定する。

ア) 入札価格 \geq 調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点} = (100 - X) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

イ) 入札価格 $<$ 調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点} = (100 - X) \times \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + 0.5 (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \}$$

ア)、イ)式において、Xは技術評価点の配点（最高点）

(技術評価点の配点及び算定方法)

第4 簡易型、地域維持型及び施工計画型についての技術評価項目は、実績等評価項目のみとし、技術評価点の配点は次のとおりとする。

- ・簡易型 : 技術評価点 = B_1
- ・地域維持型 : 技術評価点 = B_2
- ・施工計画型 : 技術評価点 = $B_1 + B_3$

(1) 実績等評価項目 B_1 については、次に定める金額の区分に応じ、以下のとおりとする。

ア) 設計金額1億円未満 20点

イ) 設計金額1億円以上2億円未満 15点

ウ) 設計金額2億円以上 10点

(2) 実績等評価項目 B_2 10点

(3) 施工計画 B_3 ・1項目 5点

・2項目 10点

- 2 実績等評価項目における技術評価点は、次条の評価項目及び評価基準に基づいて算出した点数の合計を加算点とし、次の式により圧縮補正を行い算定する。施工計画B₃については、圧縮補正を行わない。

$$\text{技術評価点} = \text{実績等評価分に係る加算点} \times \frac{\text{実績等評価分に係る配点}}{\text{実績等評価分に係る基準配点の合計}}$$

(技術評価項目及び評価基準)

第5 簡易型及び地域維持型を適用する工事の評価項目及び評価基準については、「大仙市総合評価落札方式運用の手引き(案)」によるものとする。

- 2 実績等評価項目及び技術提案、簡易な施工計画に関する運用事項の詳細については、「大仙市総合評価落札方式運用の手引き(案)」のとおりとする。また、それ以外の事項については、「秋田県総合評価落札方式運用の手引き」を準用するものとする。

(技術資料の提出様式)

第6 入札参加資格確認申請時に提出を求める技術資料の様式は、次によるものとする。

- (1) 簡易型 大仙市総合評価落札方式簡易型「技術資料」様式
- (2) 地域維持型 大仙市総合評価落札方式地域維持型「技術資料」様式
- (3) 施工計画型 大仙市総合評価落札方式施工計画型「技術資料」様式

(技術資料の審査)

第7 技術資料の審査は、次に定める区分に応じ、以下の部署で行うものとする。

- (1) 簡易型 建設部都市管理課
- (2) 地域維持型 総務部契約検査課
- (3) 施工計画型 技術審査委員会

(技術審査委員会)

第8 技術提案及び簡易な施工計画において発注担当課は、技術審査委員会の委員長及び委員を選任し、技術審査委員会を組織する。

- 2 技術審査委員長及び委員は技術審査委員会を開催し、評価方式及び評価項目、評価方法、その他必要な基準を審議する。この場合において、2名以上の学識経験者の意見を聞かなければならない。

3 入札契約担当課は、入札参加希望者から競争参加資格確認申請書と併せて技術提案書及び簡易な施工計画書が提出されたときは受付け、速やかに技術審査委員会に送付する。技術審査委員会は、評価方式及び評価項目、評価方法、その他必要な基準を評価するとともに、総合評価の技術評価点を確定するものとする。この場合において、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられたときには、2名以上の学識経験者の意見を聞かなければならない。

また、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

附 則

この基準は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年5月1日から施行する。